

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

# Newsletter

〈2020年12月号〉

## 目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

- 1 | 事業譲渡の価格償還請求における価格算定方法について  
～大阪高裁平成30年12月20日判決～

- 2 | 事業会社における取引先債権保全・回収実務の基礎

- 3 | コラム:元書記官の独り言～債権届出書の押印のはなし～

## 事業譲渡の価格償還請求における価格算定方法について ～大阪高裁平成30年12月20日判決～

立村 達哉  
Tatsuya Tachimura

PROFILEはこちら



### 第1 はじめに

ある会社が経済的危機に瀕している場合、その競合他社等が当該会社の事業を安価な価格で譲り受け、譲渡会社の従業員や取引関係を活かす、ということは珍しくありません。この譲渡価格が適切に算定された合理的な価格であれば問題はありませんが、後に譲渡会社が破産した場合には、破産管財人は譲渡価格の適正性等を検証し、不相当な条件であれば、否認権を行使することで、譲渡された事業を破産財団に取り戻すことが考えられます。

また、否認の要件が充足されたとしても、目的物が滅失していたり、または転得者に譲渡されたりすると、目的物自体を破産財団に回復することが不可能または困難となる場合があります。破産管財人は、目的物に代えてその価格の償還を請求することができます。

本件事案は、価格償還請求について具体的にどのような価格算定がなされるか参考となる事例ですので、ご紹介したいと思います。

### 第2 価格償還請求権について

#### 1 価格償還請求権とは

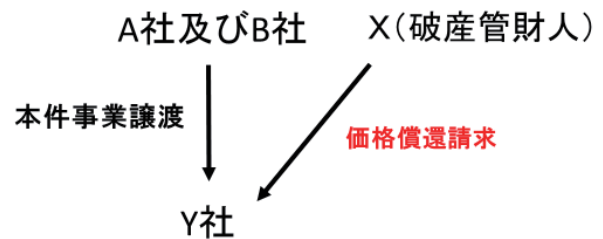
上記のとおり、たとえ受益者などに対する否認の要件が整っていても、目的物が滅失していたり、または第三者に譲渡されたりすると、目的物自体を破産財団に回復することが不可能または困難となる場合があります。否認権行使の目的は、破産財団の価値を増殖することですので、このような場合には、破産管財人は目的物に代えてその価格の償還を請求することができます。この権利を価格償還請求権といいます(破産法1

67条1項参照)<sup>1</sup>。

#### 2 価格償還請求権の対象となる行為とは

価格償還請求権の対象となる行為と認められるためには、否認の対象となる行為であり、目的物の返還が不可能若しくは困難なこと、または目的物の返還だけでは破産財団が現状に回復しないことが必要です。

### 第3 事案の概要



今回ご紹介する判決は、破産会社A(以下「A社」といいます。)と破産会社B(以下「B社」といいます。)の破産管財人Xが、両社からその事業の一部を譲り受けたY社に対し、事業譲渡について価格償還請求などを求めた事案です。本稿では、特に、価格償還請求における事業価値の算定に関する裁判所の判断に重点を置いて、ご説明します。

#### 1 当事者

A社及びB社はパチンコ店向け卸売業者であり、両社は関連会社でした。Y社は、コンサルタント業などを営んでいた会

1: 伊藤真『破産法・民事再生法』(第4版)633頁。

社であり、後に、A社及びB社から事業譲渡を受ける会社です。

## 2 時系列

- ①平成26年9月:A社は、資金繰りの悪化により、大手仕入先C社に対する支払いができず、同社からの仕入れを数日間停止された。A社がY社に対し上記の状況を相談したところ、Y社は、A社及びB社のパチンコ店向け卸売事業はY社に委託するよう提案した。
- ②平成26年12月末から平成27年1月:A社及びB社は、従業員ほぼ全員を解雇し、Y社に対し、商品配送業務を委託した。
- ③平成27年2月以降:A社及びB社は、取引先のパチンコ店に対し、自社の業務をY社に移行する旨書面で通知した。
- ④平成27年4月1日:Y社は、A社及びB社の事業を無償で譲り受け、取引先パチンコ店を承継し、直接取引を開始した(本件事業譲渡)。
- ⑤平成27年8月12日:A社及びB社は、裁判所に破産手続開始の申立てを行った。
- ⑥平成27年9月2日:A社及びB社について、破産手続開始決定がなされた。

## 第4 争点

Xは、Y社に対し、価格償還請求を求めた(A社及びB社につき、既に破産手続開始決定がなされており、事業そのものを戻すことが困難だったためと考えられます。)ところ、本件では、価格償還請求の算定方法が争点となりました。

より具体的にいえば、後述のとおり、価格償還請求の算定基準時は否認権の行使時であるところ、算定基準時に行為時の価値が必ずしも現存しているとは限らない事業譲渡の価値をどのように算定するかが問題となりました。

2:最判昭和42年6月22日等。

## 第5 争点についての裁判所の判断

裁判所は、価格償還請求について、Xの申立てに従って、「破産会社がYに譲渡した事業について、譲渡時点の合理的な収益予想に基づく、譲渡時点の客観的な事業価値はいくらか」という鑑定事項での鑑定決定を行いました。鑑定人は、上記の鑑定決定に基づき、DCF法による事業価値を試算した上で、平成27年4月1日(本件事業譲渡時)のA社の事業価値を1523万円、B社の事業価値を183万円と算定しました。

その上で、裁判所は、本件における否認権行使時は、Y社に対し訴状が送達された平成28年1月21日であるとした上で、否認権行使時点におけるパチンコ店向け卸売事業の時価を持って価格償還の額とするのが相当であるところ、収益力が毎年2割ずつ劣化するものと考え、同日時点の事業価値は、平成27年4月1日時点の事業の価値よりなお劣化するものとならざるを得ないとして、鑑定人が算定した事業譲渡時の事業価値について、事業譲渡時から否認権行使時の間の事業価値の劣化を考慮して、A社の事業価値を1234万円、B社の事業価値を148万円と認めるのが相当と判断しました。

## 第6 検討

### 1 争点について

前提として、価格償還請求の算定基準時は、破産管財人が訴えなどの方法によって否認権を行使した時点とするのが判例<sup>2</sup>・多数説です。その根拠は、否認権の行使によってはじめて、目的物が破産財団に復帰し、破産管財人の管理処分が可能になるはずであるから、目的物自体の返還がなされないときであっても、復帰の時点における価格を償還させるべきであるとされているためです。

本件においては、上記判例・多数説の見解に沿って、破産管財人による否認権行使の時点算定の基準時とした上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士へのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

で、事業譲渡時の事業価値を試算し、事業譲渡時から否認権の行使時までの間の価値変動を踏まえて、価格償還請求権の価値が算定されました。

なお、この点については、否認権行使時までの事情によって価値が消耗した場合にまで、行使時の価値を償還させたのでは「破産財団を原状に復させる」目的を達することができないときには、行為時の現物が現物として受益者の下に維持されているものとみてその時価を評価し、逆に、受益者の経営努力によって譲渡された事業価値が高騰した場合のように、価値の増加分を破産債権者に享受させることが公平に合致しない結果となるようなときには、否認対象行為によって

逸出した時点での現物の価格をもって行使時の時価とすべきとする見解もあるところであり、事案によっては、必ずしも否認権の行使時が基準時になるわけではないと考えることもできます<sup>3</sup>。

## 2 まとめ

以上のとおり、本判決は、事業譲渡の価格償還請求における算定方法について具体的な検討をしており、事業譲渡を受け、後に譲渡会社が破産した場合におけるリスク分析について実務的意義を有することから、紹介した次第です。

3: 伊藤眞『破産法・民事再生法』(第4版)635頁。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

## 事業会社における取引先債権保全・回収実務の基礎

長谷部陽平  
Yohei Hasebe

PROFILEはこちら



### 第1 はじめに

弊事務所の「危機管理・コンプライアンスセミナー」にて「事業会社における取引先債権保全・回収の実務の基礎」のテーマで報告をしました。

(<https://www.ohebash.com/jp/seminar/year/2020/20201210seminar.php>【申込受付は12/10より】)

以下では、その概要を紹介させていただきます。

### 第2 想定する場面

本報告では、(1)取引先がまだ事業を継続していて債務整理・倒産手続を開始しておらず、また、(2)商品の品質等の取引内容に不満はないにもかかわらず、(3)資金繰りが厳しい等の理由で、(4)商品の代金を支払ってもらえない(あるいは支払ってもらえない可能性がある)場面を想定しています。

### 第3 取引先が倒産したら何が起こるのか

倒産手続には様々な種類があり、取引先がどの倒産手続を選択するかにより、自社が受ける影響も異なります。例えば、DIP型の手続では従前の役員等が引き続き取引先の事業・倒産手続を続けていきますが、管理型の手続では裁判所から選任された管財人が倒産手続だけでなく事業も掌握します。また、法的整理手続では原則として取引先の全債権者が債務整理の対象に含まれますが、私的整理手続では債務整理の対象となる債権者を限定することも多くあります。そのため、取引先債権の保全・回収にあたっては、取引先がどのような倒産手続をとる可能性があるのかをチェックする必要があり、また、ときには取引先に対し適切な倒産手続を促すこと

も必要となります。

倒産手続では、強制執行等の権利行使が制限されるほか、債権者平等原則が適用され、債権の優先的な保全・回収が規制されます。また、管財人の判断により一方的に契約関係が解消される可能性があり、さらには、せっかく得ることができた担保や弁済が否認されて原状に復さなければならぬこともあります。取引先債権の保全・回収にあたっては、これらの倒産手続の影響を考慮する必要があります。

### 第4 権利行使の原則的手続の限界

取引先に対する債権(売掛金等)を強制的に回収するためには強制執行手続をとる必要があります。そして、強制執行手続には債務名義が必要であり、債務名義を得るためには訴訟、調停等の手続をとる必要があります。また、そのような債務名義取得のためには時間を要することから、その間に強制執行の対象とする財産が散逸しないよう、債権保全手続をとることもよくあります。

「取引先が支払ってくれない」という場面に直面した際に、まず思い浮かぶのが上記の権利行使の原則的手続ですが、この原則的手続には、(1)時間がかかる、(2)費用がかかる、(3)せっかく保全決定を受けても倒産手続により失効してしまう(優先権がとれない)、(4)権利行使により取引先の信用が悪化してしまう、(5)取引先と紛争状態になり他の債権者と比較して弁済が遅れたり情報が得られない状況が生じ得る、といった限界があります。そのため、権利行使の原則的手続を選択すべき場面は、意外と限られています。

## 第5 取引先から支払猶予の相談を受けたらどうか

### 1 調査・現状把握

以上を踏まえ、取引先から支払猶予の相談を受けたらどうかを考えてみるに、まずは調査・現状把握が重要です。この調査・現状把握は、電話やメールで取引先に問い合わせるのでは足りないことが多く、現場に行く必要性が高いと思います。

また、取得すべき情報・資料として、キャッシュフローの把握が最優先であり、次いで、B/S、P/Lの把握が重要になります。ただし、B/S、P/Lについてはその時期や正確性に関し一定の限界があることが多いことに留意する必要があります。

さらに、取引先における支払の優先順位や支払猶予の理由を正確・具体的に把握することが重要です。支払猶予の相談がなされる場面では、取引先は、お金を全く有しないのではなく、支払う・支払わないに優先順位を付けているにすぎません。自社よりも優先順位が高い債権者は誰か、何故優先順位が高いのかを正確・具体的に把握することは、その後の債権保全・回収のために重要となります。

### 2 支払を受けるための継続的な努力

調査・現状把握の上で、あるいは調査・現状把握と並行して、取引先から支払を受けるための努力をする必要があります。上記のとおり、支払猶予の相談がなされる多くの場合では、取引先は全くお金がないわけではなく、自社の優先順位が他社(他の債権者)の優先順位よりも低いのが故に支払が行われないにすぎません。そのため、支払を受けるための努力として、この優先順位をいかに上げるかという点が重要となります。

本報告では、このような観点を踏まえ、支払を受けるための継続的な努力の具体的な方法を例示しました。

### 3 支払猶予の交渉

支払猶予を行っている限り、支払を受けることはできません。そのため、支払猶予の交渉は、どのようにして債権を保全し回収するかという観点から、慎重に進める必要があります。また、支払猶予の相談を受ける場面では、自社が取引先よりも交渉力を有していることが多いため、支払猶予の対象となる債権の取扱いを決めるだけでなく、取引条件全体を自社に有利に変更する絶好の機会となります。

本報告では、このような観点を踏まえ、支払猶予の交渉をどのように行っていくかについて、交渉の視点、交渉すべき事項等を整理しました。

### 4 債権の保全(担保)

支払猶予の相談がなされる場面は、取引先の信用が悪化している場面であることから、債権の保全を図る必要があります。その典型は担保の取得です。ただ、担保の取得は、担保の種類や手続も含め様々な選択肢があります。

本報告では、このような観点を踏まえ、詳細に立ち入ることは避け、担保の概観及び基本的な注意事項を整理しました。

### 5 取引先の債務整理

取引先の状況によっては、取引先の債務整理を行うべき場合もあります。例えば、取引先の経営者が事業の継続に拘るあまり日々事業価値が毀損していている場合、自社よりも先行して保全・回収に動いている債権者が存在し優先権を取得されてしまう(その結果自社の弁済の引き当てとなる財産が減少してしまう)場合には、取引先に専門家を紹介・派遣するなどして早急に債務整理手続を取らせる必要があります。また、倒産手続の種類によっては、取引債務を100%弁済し、金融債務のみ一部免除を求めるという手続もあり、事業会社にとっては取引先にそのような手続をとってもらえると債権の回収が可能となる場合もあります。

本報告では、上記の観点で倒産まで考慮した債権保全・回

収について、説明しました。

## 第6 おわりに

本報告では、約75分間で上記の内容(+α)を説明してい

ます。日常的に債権の保全・回収に携わっている方にとっては当たり前と思われる内容も多いと思いますが、少しでも興味がわきましたら、視聴いただけますと幸いです。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

## コラム:元書記官の独り言～債権届出書の押印のはなし～

私は、弊所にて事務職員として勤務していますが、前職は大坂地方裁判所の裁判所書記官として、裁判所での倒産事務に携わっておりました。現在も弊所の倒産事件につき弁護士をサポートしていますので、今日は元書記官の視点から、債権届出書の押印についてお話いたします。

法的倒産手続を申し立てた取引先に対する売掛金などの債権を裁判所に届け出る場合、どこの裁判所の様式でも、債権届出書には押印が必要とされています。

債権届出書に押印を要する直接の根拠は、民事訴訟規則2条の「(前略)裁判所に提出すべき書面には(中略)記名押印するものとする。」との規定が各倒産手続規則においても準用されているところにあります。

また、押印には、提出文書の真正さを担保し、作成者が文書の真正さを証明する負担の軽減を目的とする面もあるため、昨今の公用文への押印廃止論議が進んでも、債権届出書の提出を含む裁判実務においては、提出文書への押印がすべて廃止される可能性は低いと思われます。

これに対し、押印に用いる印鑑そのものには、法律や規則の規定上の制限はありません。実印である必要はなく、いわゆる三文判でも無効ではありません。ただし、前述したとおり、押印を求める目的のひとつに、文書の真正さの担保があるため、実務的には、押印者の特定に欠けるようなもの(いわゆる「シャチハタ」などの画一的・大量に生産されるスタンプ式印鑑など)や、容易に変形・棄損してしまう材質のもの(いわゆる「芋版」など)による押印は不適切であると考えられています。

また、印鑑の内容についても、原則として制限はないと考えられています。極端な例だと、「鈴木」さんが「佐藤」名の押印をして債権届出書を提出しても、ただちに無効というわけではないのです。ただし、文書の真正さには当然疑義が生じますので、裁判所や管財人はその点について確信を得るため別途確認(電話で事情を聞き取るなど)し、可能であれば名称に合致したもので押印し直すよう作成者に求めることが通例です。

とはいえ、上記のようなケースでも、鈴木さんは旧姓「佐藤」の印鑑に愛着があって以前からずっと使い続けている、などという事情が判明したような場合には、このように名称と一致していない押印でも問題がないと取り扱われることもあり得ます。

ところで、倒産手続において債権を届け出るケースでは、その後配当手続などに進むことが多いため、配当金振込依頼書等を追加提出する必要が生じることが多く、その際も押印が必要となります。追加提出文書の押印については、先に提出した債権届出書に押印したものと同一の印鑑によるか、印鑑証明書を添付した上で実印を押印するか、どちらかを求める裁判所や管財人がほとんどです。なぜなら、印影の同一性をもって、同一人物からの提出文書かどうかを確認する重要な一要素と捉えて文書の真正さを判断しているからです。

よって、倒産手続において書面を提出する場合、どの印鑑で押印したか控えを残しておくとともに、同一手続の中では同じ印鑑で一貫して押印するように心がけておくことは、単純ながら非常に肝要なこととなります。

ちなみに、先に述べた、実際の名称と異なる印鑑で押印して債権届出書を提出した鈴木さんのケースにおいて、その後鈴木さんが配当金の振込依頼書を提出する際、実際の姓と一致する「鈴木」名の印鑑で新たに押印して配当金の振込依頼書を提出した場合はどうなるでしょうか。

この場合でも、裁判所や管財人が、従前と同じ印影かどうかを文書作成者の同一性判断の重要な一要素と捉えていることに変わりはないため、いきなり別の印鑑が用いられてきた場合は、それがむしろ実際の名称に一致する「鈴木」の印影だとしても、やはり同一性に疑義を持たざるを得なくなります。

よって、この場合においても、原則として、鈴木さんには、債権届出書に押印していたものと同一の「佐藤」名の押印をするか、印鑑証明書を添付して実印を押印するかを求められることとなります。

(弁護士法人大江橋法律事務所職員・元裁判所書記官)